

食 品 安 全 委 員 会 第 175 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平 成 19 年 1 月 25 日 (木) 14:00 ~ 14:46

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・新開発食品 毎日コツコツふりかけ

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物 次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品 L - バリンに係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品 L - ロイシンに係る食品健康影響評価について

(3) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する平成 19 年度評価依頼予定物質について (報告)

(4) その他

4 . 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

(説明者)

厚生労働省 松田基準審査課長

(事務局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勸告広報課長、

境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5 . 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要

資料 2 - 1 次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価について

資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

< L - バリン >

資料 2 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

< L - ロイシン >

資料 3 平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について

6 . 議事内容

○見上委員長 ただ今から「食品安全委員会」第 175 回会合を開催いたします。

本日は、6 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から松田基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会(第 175 回会合)議事次第」がございますので、御覧いただきたいと思います。

次に、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 6 点でございます。

資料 1 - 1 が「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「食品健康影響評価を依頼する特定保健用食品の概要」。

資料 2 - 1 が「次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 - 2 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について < L - バリン >」。

資料 2 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について < L - ロイシン >」。

資料 3 が「平成 19 年度食品健康影響評価依頼予定物質について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料 1 - 1 にありますとおり、1 月 12 日付けで厚生労働大臣から新開発食品「毎日コッ コッふりかけ」について食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の松田基準審査課長、よろしく願いいたします。

○松田基準審査課長 厚生労働省の松田でございます。よろしく願いします。

今回、評価をお願いする品目でございますけれども、資料１－１にありますとおり「毎日コツコツふりかけ」というものでございます。

資料１－２に概要がございます。このふりかけにつきましては、骨粗鬆症のリスクを低減する旨を特定の保健の目的とするふりかけでございます。

具体的には、炭酸カルシウムを含むふりかけということで、一日の摂取目安としては 420mg のカルシウムを摂取できるような形のふりかけでございます。

資料１－２の裏にもありますとおり、この剤につきましては、薬事・食品衛生審議会での審議は一応終了しているものでございます。

よろしくお願いいたします。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 ちょっと教えてください。

この特定保健用食品の有効性については、厚生労働省が担当ということなんですけれども、やはり有効性の部分というのが、ほとんど安全係数が見込まれていないという観点から、健康影響評価をするにはやはりそういった配慮が要るんじゃないかと思うんです。

もう一点は、専門調査会の先生方からも、有効性についてははっきりと示してほしいということで、聞く場があるのはこの安全委員会だけなので、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

１つは、どれぐらいの摂取量かということについて、今、420 mg ということでお聞きしたんですけれども、この食品についてヒト試験が行われていると思うんですが、この投与量の何倍ぐらい投与して、期間はどれぐらいやって、有意水準はどれぐらいで有効性があったのか、その辺についてお教え願えればと思います。

○松田基準審査課長 これにつきましては、ヒト試験はカルシウム量で、先ほど申し上げた３倍量で４週間ほどの試験がありますけれども、これはあくまでも安全性を確認するための試験ということで、有効性のための試験ではございません。

あと、有効性に関して言いますと、一応、カルシウムの１日の量が 300～700mg の間につきましては、新たな有効性に関するデータは提出する必要はないという形で、この表示については認めるということでやっているところでございます。

○小泉委員 そうしますと、この食品というのか、特保食品については有効性は検討され

ていないと考えてよろしいのでしょうか。

○松田基準審査課長 個別にはされておりませんが、あくまでもこの疾病のリスクを低減する表示のカルシウムのものについては、先ほど申し上げた 300～700mg の間であれば臨床データは求めずに、その効能については認めているということでございます。

○見上委員長 どうぞ。

○國枝評価課長 今、松田課長からお話がありましたが、疾病低減リスクについては、新しく設けられた制度で、現在はカルシウムと葉酸について認められています。カルシウムについては、研究班で有効性とか安全性を検討して、300～700mg ということとなったものです。その際、安全性については、最初に食品安全委員会で評価するときに行うことで、前回たしか御報告したカルシウム製剤について新開発専門調査会で検討された。

そうということで、個別の有効性については、通常の特保ですと、先ほど言われたように3倍量で1か月の安全性確認の試験の外に、その用量で3ヶ月程度の試験がやられて、有効性がどの程度か見ているんですけれども、これについてはそういうことで研究班の報告で、有効性はこの範囲内であればあるということで、個別の品目についてはなされていないということです。

○見上委員長 よろしいですか。

では、本間委員、どうぞ。

○本間委員 この申請の材料はどういうものなんでございましょうか。

○松田基準審査課長 炭酸カルシウムの材料という意味ですか。

○本間委員 それから、配合されている成分。

○松田基準審査課長 添加物としての炭酸カルシウムの規格に合うものを使用しており、それ以外のものは、ゴマとか昆布とか普通のふりかけに使う食品と、あといろんな調味液というものです。

○見上委員長 本間先生、よろしいですか。声をもう少し大きくしてください。

○本間委員 そうすると、在来の使われている成分で、なおかつ食品添加物として許されている炭酸カルシウムを配合したものということで、その効果は自明の理の範囲内のものであるという意味ですね。

○松田基準審査課長 そういう理解です。

○本間委員 分かりました。

○見上委員長 よろしいですか。

○本間委員 はい。

○見上委員長 外にございますか。

どうぞ。

○小泉委員 治療として用いられるカルシウム量というのは幾らぐらいですか。

○松田基準審査課長 治療ですか。

○小泉委員 治療に炭酸カルシウムを投与することがありますね。その含まれる目安量が日常摂っている 700mg を超えて治療をオーバーするということはないんでしょうか。

○國枝評価課長 済みません、記憶で恐縮なんですけれども、O T C で売られているのはたしか 1 g ~ 700mg ぐらいでなかったかと思いますが、医療用医薬品ではどうでしたか。

○中山評価調整官 済みません、私の方から。

一般用医薬品としては、大体 300 ~ 700mg というのが既に認可されておりまして、今回も疾病リスク低減表示のカルシウム表示につきましては、300 ~ 700mg というのを基本にこの範囲内であればということで認められております。

病院とかで投与される医薬品というのがどのぐらいかというのは、当然その幅を超え得るものだと思うんですけれども、具体的にどのぐらいの幅があるかというのはちょっと調べておりません。

あと、ヒトが一日摂取目安量としてどの程度の量のカルシウムを摂取するのは安全かというのが、大体 2,300mg と言われておりまして、今回、300 ~ 700mg の範囲内の追加の摂取であれば、通常の食品として摂取する量に加えたとしても、この 2,300mg は超えないだろうということで、これまでもカルシウム製品の審査では議論されて、承認をされてきたということになっております。

○小泉委員 骨代謝学会では、骨粗鬆症に有効であるというのは、トータルになると思うんですが、たしか 1,200mg 以上ではなかったでしょうか。ちょっといい加減な記憶かもしれませんが、以前、スキムのことで議論したときも同じ話が出たように思うんです。ですから、それがどういうふうになるか。700mg だったらほとんど骨の維持レベルだと思うのです。それ以下になると骨粗鬆症が閉経後に起こるという知識で話しているんです。結構です。

○見上委員長 よろしいでしょうか。外にございませんか。

どうぞ。

○國枝評価課長 骨粗鬆症は確かに閉経後の問題が大きいと思いますが、たしか、このカルシウムによるものは閉経よりもっとその前の段階からやろうというものです。ターゲットとしては若い女性ということで、若いうちからできるだけカルシウムを補強しておこう

という趣旨ということになっております。

○見上委員長 1つ教えてください。

これはふりかけですね。毎日こつこつ食べて、これに入っている塩分は大丈夫なんですか。

○松田基準審査課長 食塩として、一袋当たり 0.5g です。

○見上委員長 分かりました。

外にございませんか。本間先生、どうぞ。

○本間委員 早い話が、あえてここで申請するということは、これを申請した品物が非常に上回る効果があるということが、きちんとそれに相当する成分が存在しているということです。それで、かつ在来の成分そのもので配合されている品物なんでございますか。

今まで食品として使っていた、いろんな仮にふりかけと称するものならば、ふりかけ一般に使われている材料がありますね。ああいうものを配合して、なおかつ非常に効果のある特保に値するものが含まれているということですか。

○松田基準審査課長 基本的には、この製品は通常のふりかけに炭酸カルシウムを追加したものでございます。

○本間委員 そうですか。分かりました。

○見上委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、新開発食品「毎日コツコツふりかけ」につきましては、新開発食品専門調査会において審議することといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。添加物次亜塩素酸水並びに遺伝子組換え食品等 L - バリン及び L - ロイシンに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集手続が終了いたしておりますので、事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 2 - 1 について御説明したいと思います。「次亜塩素酸水に係る食品健康影響評価について」でございます。

これについては、1 ページでございます。昨年の 12 月 14 日から本年の 1 月 12 日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。

後ろの方の「参考」を御覧ください。その結果ということで、2 通の御意見を賜っております。

まず第 1 点目としましては、1 ページを御覧いただきたいと思います。名称の関係です。

「次亜塩素酸水の名称を３種類に分類していますが、申請者の命名のようです。厚生労働省が公にする場合、この便宜的に使用している旨のコメントをつけるべきであると思います」という御質問です。

専門調査会の回答ということで、これはまず、３ページを御覧いただきたいと思います。上のところにあるのが、現在、既に食品添加物の基準ということで定められているもので、種類としてはそこに記載の強酸性及び微酸性の次亜塩素酸水ということで、こういうものはどういうものかというのが定義がされて、含量、pHが載っているわけです。

今回はこういう成分規格が既にあるわけですが、下の５の（１）に記載してある規格の次亜塩素酸水について認めてほしいという申請者からの要望があったことによるものです。

したがって、専門調査会からの回答というのは「評価書案で使用している今回の申請者が命名した名称は、食品健康影響評価を依頼された厚生労働省からの資料に基づくものです。今後、本品目が食品添加物として指定される際には、リスク管理機関である厚生労働省において名称の検討が行われることになっています。頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であることから、担当の厚生労働省にお伝えいたします」という回答としております。

２番目は「申請者についての開示はできないのですか」という御質問です。

「本評価依頼品目に関し、指定要請を申請した者について非開示との取扱いはしておりません」というのが回答でございます。

３番目としては「現行基準が出来たとき、次亜塩素酸水を作る機械を『厚生省が認めた機械』との表現で販売している業者がおりましたが、この表現扱いについては、注意を喚起していただきたい」ということで、これはリスク管理に関する御意見ということで、厚生労働省の方にお伝えするという回答としております。

４番は「１ はじめに」という評価書の中にあるところを参照しているものですが、このような限定表現してよいのですかということです。恐らく次亜塩素酸水ということであれば、こういう電解だけでなく、外の形で次亜塩素酸水はできるんじゃないかということで、それにもかかわらずこういう限定表現をしていいのかということの御質問ではないかと思えます。

これは、先ほども言いましたように、既に食添の規格基準で次亜塩素酸水はこういうものだという定義がされているということで、それについてまず御説明をしております。

あと、なお書きということで、正確に定義を引用しますと、私ども事務局の方で誤っておりまして「塩酸又は食塩水等・・・」と書いてございますが、これは正確には「塩酸又は食塩水・・・」ということで「等」が不要でございましたので、訂正させていただきます。

2 ページ目になります。「現行基準の成分規格を改正する内容ですが、種類を増やすこと、『定義』が『製法』表現に変わる。その中の数値が変わり、材料が増え、表現に～を含む、等変更される理由も明確にさせていただき、今後、国民からの質問があった場合明確に答えられるようにしてほしい」ということで、先ほどの説明と重複する部分はありますけれども、3 ページ目を御覧いただきたいと思います。上は既にある規格基準ということで、下は申請された次亜塩素酸水についてこういうものだということを記載しています。

すなわち、上は定義ですし、下は製法ということで違いが出てくるものでございます。

また戻っていただきまして、回答の方の2 ページの上になります。「今回の申請は、評価書中4（1）に記載する現行基準を、5（1）に記載する申請された次亜塩素酸水に変更するものではありません。

今後、当該評価結果を受けて、厚生労働省において次亜塩素酸水としての新たな名称、定義等が設定されるものと認識しております」という回答でございます。

「6）まとめ」でございます。これは、名称の関係で、次亜塩素酸水という名称については、むしろ次亜塩素酸とするべきだ。次亜塩素酸水であれば、水についての規定とか、そういったものがもっと必要ではないかということ。また、別名の電解水という表現はどうなのかとか、使われている表現についての御指摘でございます。

これに対する回答ですけれども「食品安全委員会では厚生労働省からの依頼を受けたものについてリスク評価を行っており、今回新たに成分規格に追加される次亜塩素酸水について食品健康影響評価を行うものです。頂いた御意見は、リスク管理に関する御意見であり、担当の厚生労働省の方にお伝えいたします」という回答にしたいと思っています。

もう一つ、なお書きですが、「『別名 電解水』の表記に対する御指摘については、添加物の名称は化学的に規定するべきとの考え方から、厚生労働省が本品の名称を次亜塩素酸水としたという経緯があることから、『3 名称』に記載する『別名 電解水』を削除し、その他、評価書中で使用している『・・・電解水』についても、引用文献を引用している部分を除き、修正することとします」という回答でございます。

もう一通、2 になります。この御指摘は「細菌を殺すために塩素を入れる発想は、虫に

殺虫剤をまく、細菌感染の病気には抗生物質を使うのと同じ対症療法の発想です。目先はそれで効果がありそうです。が長い目で見た場合問題を解決するものではなく、新たな問題をつくっていることになります。水道水の場合は塩素を入れることで、別の新たな化学反応を誘発し、それが発ガン物質をつくるという危険が生じます」ということで、殺菌消毒で使うのは目先ではいいけれども、実は違う問題が起きているのではないだろうかという御指摘でございます。

「御指摘の件については、次亜塩素酸水の毒性として、薬事・食品衛生審議会における審議及びこれまでの知見をもとに評価をしており、問題となる知見や使用後の残留性がないこと等から安全性に懸念がないと評価したところです。

また、次亜塩素酸水を用いた殺菌処理により生成又は残存するトリハロメタンやラジカルの可能性についても検討をいたしました。その結果、使用の範囲内で問題ないことを確認しております」といった回答ということでございます。

最後のページになりますけれども、先ほどの回答に関連しますが、文章の一部について適正なものとするため用語の変更を行っております。

ということで、御指摘をいただいて若干修正をさせていただきまして、それに基づいて前回のものを確定させていただければと考えております。

7ページを御覧いただきたいと思います。前回、詳細に御説明しておりますので、評価結果だけ再度読ませていただきたいと思います。

「今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられる」。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項に関しまして、御質問、御意見がございましたらよろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、今回、食品健康影響評価を求められた2種類の次亜塩素酸水は、使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられるということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等L-バリン及びL-ロイシンにつきまして、説明をお願いいたします。

○ 國枝評価課長 それでは、資料 2 - 2 と 2 - 3 を御覧いただきたいと思います。

最初のが L - バリンということで、これについては、資料 2 - 2 の 1 ページに記載のとおり、12 月 21 日から本年 1 月 19 日まで国民からの意見・情報の募集を行っております。

一番最後のページでございますが、そこに記載のとおりということで、御意見・情報の提出はございませんでした。

あと、事務局の方で見直しをしまして、上に記載の部分の表現について、適正なものに改めております。

資料 2 - 3 は、L - ロイシンでございます。

1 ページに書いてございますように、昨年 12 月 21 日から本年 1 月 19 日まで、国民からの意見・情報の募集を行っております。

最後のページになりますが、特に御意見はございませんでした。

これについても、先ほどと同様の部分について、修正を行っております。

それから、昨年 12 月 21 日の「食品安全委員会」で、御報告の際に本間委員の方から御質問をいただいております。例えば資料 2 - 2 の L - バリンを御覧いただきたいと思います。評価書の 2 ページ目でございます。ここでは、目的とした L - バリン以外のものが残存していない。つまり、不純物が入っていないかどうかということで、そこに記載のような検討がされているわけですが、その中でアミノ酸自動分析法及び HPLC 法（疎水性及び親水性）ということで、3 つの違うやり方で検討がやられて、従来のものと比べてどうかというプロファイル比較がされているわけです。

本間先生がおっしゃられましたのは、ここの条件、例えば分離だとか、あるいは検出についてどのような形でやったかということは、非常に重要な問題なので、本来であれば、ここに記載すべきではないだろうかという御指摘でございます。

これにつきましては、実際にはこれを担当する専門調査会において、その部分についても、企業側から資料が提出されておまして、それに基づいて専門家の立場から検討がなされて、問題がないということでありました。あとは、評価書にどこまでそのエッセンスを書くかというものでございます。従来から、ここに書いてあるような形で記載をさせていただいておるということで、実際には専門調査会でしっかり議論をしているということでございますので、御了解をいただければと考えております。

○ 見上委員長 よろしいですか。

○ 本間委員 審議をしているということで、納得しております。

○見上委員長 分かりました。

○國枝評価課長 もし御了解をいただけましたならば、結果を朗読させていただきたいと思います。まず資料２－２の方でございますが、Ｌ－バリンについてです。３ページ目を御覧いただきたいと思います。

「以上 及び の結果から、『E.coil K-12 株由来の突然変異株を宿主とした VAL-No.1 株由来のＬ－バリン』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断される。

なお、『E.coil K-12 株由来の突然変異株を宿主とした VAL-No.1 株由来のＬ－バリン』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（本則）による評価の必要はないと判断される」。

資料２－３も同文でして、Ｌ－ロイシンに関わる部分だけが変わった形になっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件の遺伝子組換え食品等２品目につきましては、事務局から説明がありましたとおり「遺伝子組換え食品等専門調査会」におけるものと同じ結論とすることで、よろしいですね。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 次の議題に移らさせていただきます。

「（３）食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に関する平成 19 年度評価依頼予定物質について（報告）」でございます。

厚生労働省から報告がありますので、厚生労働省の松田課長、よろしく願いいたします。

○松田基準審査課長 それでは、資料３に基づきまして、簡単に御説明申し上げます。

ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、新たに基準を設定した品目のうち、平成 19 年度に評価を依頼する品目は、今回は 146 品目をということで、計画を出させていたところでございます。

146 品目の内訳でございますが、優先評価物質として考えたい物質ということで、従来から、例えば国際的なリスク評価機関等で ADI が設定できないものとか、あとはマーケットバスケット方式の調査の結果、我が国での食生活を通じた 1 日の摂取量が比較的多いものとか、又は新たに発がん性等の重要な毒性知見が得られたものについては、まず優先的に依頼するということでお話ししているところでございますけれども、今回はこれに該当する品目はなかったということでございます。

それでは、今回の 146 品目をどういう観点から選ばせていただいたかということでございますけれども、1 つはポジティブリスト制度導入以降、検疫所での輸入時の検査で、違反という形で複数回検出されたようなものにつきましては、今回、優先的にと選ばせていただきました。

実際には、例えば一番上に 2,4-D というのがありますが、これはカカオから複数検出されるようなものでございます。それ以外ですと、51 番のジフェノコナゾールというのがありますけれども、これはスナップエンドウからよく検出されるものでございます。98 番のフェンバレレートもカカオから出てくるものでして、こういったものをまず選ばせていただいたところでございます。

もう一つは、マーケットバスケット調査の結果、実際には検出されていないんですけれども、仮に検出限界の 20% ぐらいが残留しているということで計算した場合に、ADI との関係で優先的に見た方がいいかなというのがございます。これが 92 番のファムフルというものでございます。これを 1 つ選ばせていただきました。

もう一つの清涼飲料水については、既に清涼飲料水の規格基準ということで、農薬等も含めて諮問させていただいているところでございますけれども、その関係で今回それに併せて選ばせていただくものがアトラジンと 3 つ品目がございます。

もう一つは、21 番のカルボスルファンというのがございます。あとは、130 番のベンフラカルブというのがあります。順番前後して申し訳ございませんが、105 番にフラチオカルブというのがあります。いずれもカルボフラン類に分類されるものなのでございますが、既にカルボフラン本体は、18 年度に諮問しておりますので、これは併せて評価いただくのが適当だろうということで、このカルボフラン類の残る 3 剤についても、今回計画に入らせていただいております。

それ以外は、評価に必要な毒性資料等が入手可能なものということで、国内で登録、承認されている農薬等々、あと外国で使用されていて、国際機関で既に評価されているものの比較的早い時期のものから順次選ばせていただいたというものでございます。

以上です。

○見上委員長 どうありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いします。

○本間委員 たくさんですね。

○見上委員長 たくさんですね。

何か御質問ございませんか。

ちょっとよろしいですか。多分、平成 18 年度の積み残しが出てきますね。というのは、平成 18 年は百九十幾つありましたからね。

○松田基準審査課長 平成 18 年度の状況を簡単に御説明申し上げますけれども、平成 18 年度は、現在のところ 192 品目について、お願いしているところでございます。

既に諮問をさせていただいたのは 82 品目ということで、未諮問が 110 品目でございます。110 品目の内訳なんでございますけれども、農水省経由で国内の企業等をお願いしているものが、およそ 50 ございます。あとは、海外をお願いしているものがおよそ 60 ございます。ちょっと重複がございましたけれども、今両方をお願いしているところでございます。

海外からのものについては、企業の知的財産とかいう点について、適切に配慮していただけるかどうかというところは、海外とのやりとり、交渉をしている間で、お互い意見交換する場面が何回かございまして、この点については何回かお話をするうちに、御理解もだんだん深まってきまして、関係国からだんだん順調にいただけるような手はずになってきております。

もう一つ、私どもの厚生労働省の方で、既にインターネット等を通じて公開されているデータについては、こちらの方でコンサルタントに業務委託をしておりますので、そこで可能な限り、例えばウェブ上で公開されている評価書や新たな文献、毒性資料等については、収集しております。大体 3 月の半ばぐらいには、コンサルタントからの報告も上がってまいりますので、多分年度末ぎりぎりのところではございますが、その段階で、相当数の品目については、評価をお願いできるのではないかとこの予定であります。

○見上委員長 分かりました。大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

仮に年度末に積み残しがある場合には、残された物質も含めて、新たに今回御提出願った平成 19 年度の計画に新たに加えてください。要するに「食品安全委員会」としては、これをちゃんとお聞きしておいた方が、将来、何年か後に「食品安全委員会」はさっぱり仕事をやらなかったのではないかとされるのが一番嫌なので、その辺はちゃんと実は年度

末こうこうの積み残しがこれだけあって、平成 19 年度は百四十幾つを足して、こうだというようなことを記録に残しておいた方がいいと思いますので、よろしくお願いします。

○松田基準審査課長 また事務局の方と調整させていただきます。

○見上委員長 外にございますか。

○小泉委員 今、付けられている表は、現状だと思うんですが、例えばこの表の上から 4 番目はニュージーランドしか評価していませんね。以前、たしかポジティブリストで評価する場合には、3 か所かあるいは他の資料も加えて評価していただくことになると御説明を聞いたように思うんですが、例えばニュージーランドしかない場合は、今他の資料を収集されていることになるんでしょうか。

○松田基準審査課長 ニュージーランドで基準があるということは、多分ニュージーランドの評価書があるということでございますので、基本的にはそれを出させていただくというのが 1 つと、あと先ほど申し上げたとおり、それ以外のデータで検索できるものは、現在、コンサルタントに作業をやっていただいていますので、それも併せて評価していただく形になっています。

○小泉委員 はい。

○見上委員長 その外ございますか。よろしいですか。

分かりました。よろしくお願いいたします。

「(4) その他」に議事はございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会」第 175 回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、2 月 1 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

なお、明日 26 日 10 時から動物用医薬品専門調査会が公開で開催。引き続き、11 時から非公開で開催。

14 時から添加物専門調査会が公開で開催。

来週 2 月 1 日木曜日 10 時からプリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。

さらに、食品のリスクコミュニケーションに関する国際ワークショップ第 3 回を 1 月 29 日から 1 月 31 日までの 3 日間、公開で開催を予定していますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。これで終わりにいたします。

